

令和3年度 第2回酒田市障がい者施策推進協議会並びに

酒田市障がい者地域自立支援協議会 次 第

日 時：令和4年3月28日（月）14:00～

場 所：酒田市役所7階 703会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 健康福祉部長あいさつ

4 協 議

- | | | | |
|---------------------------|-------|-------|-----|
| (1) 専門部会の活動状況等について | 資料1 | 1頁 | |
| (2) 精神障がい者地域移行連絡会議の設置について | 資料2 | 11頁 | |
| (3) 地域生活支援拠点等の整備について | 資料3 | 14頁 | |
| (4) 障がい者の就労状況について | 資料4 | 20頁 | |
| (5) あおぞら、かでの支援状況について | 資料5-1 | 資料5-2 | 21頁 |
| (6) その他（情報交換） | | | |

5 そ の 他

6 閉 会

令和3年度 専門部会の活動状況等について

相談支援部会

第1回：令和3年6月24日（木）市役所703会議室

令和3年度報酬改定の概要について 講師：庄内総合支庁地域保健福祉課担当
グループワーク「ケース検討」

第2回：令和3年8月20日（金）Web開催

酒田特別支援学校の先生との情報交換

- ・学校「進路決定の過程～学校の支援～」

- ・相談支援「相談支援のできる～教育から福祉への移行～」

グループワーク「学校と障がい児サービス（相談支援）の役割分担や連携について

第3回：令和3年10月15日（金）Web開催

地域生活支援拠点等の整備について 講師：山形県障がい福祉課担当

グループワーク「ケース検討」

第4回：令和3年12月21日（火）Web開催

サービス管理責任者との情報交換

グループワーク

「相談支援・サービス提供事業所・行政が協働するために必要な情報交換」

第5回：令和4年2月24日（木）Web開催

グループワーク「ケース検討」

年間の振り返りと来年度計画

就労支援部会

第1回：令和4年2月 書面会議

障がい者就労施設等からの物品等調達方針について

障がい者就労支援カフェ「えーる」について

ふるさと納税返礼品への事業所登録について

■障がい者バザー（庁舎1回フリースペース東側）等開催状況

※コロナ感染症の感染状況により、年4回の開催予定のところ、2回の実施となった。

開催期間	総売上額	参加事業所数
障がい者バザー（2回）		
① R3.6.7（月）～6.11（金）	278,800,円	12事業所 （酒田特別支援学校含）
② R3.12.6（月）～12.10（金）	314,320,円	12事業所 （酒田特別支援学校含）

地域生活支援部会

第1回：令和3年12月7日（火）市役所703会議室

地域生活支援拠点等の整備について（3）で説明

精神障がい者地域移行連絡会議

第1回：令和3年11月12日（金）市役所201会議室

今年度に地域生活支援部会内の会議として設置（2）で説明

児童・発達支援部会

第1回：令和3年7月21日（水）書面開催

障がい児ほっとふくし券の利用拡大について
放課後等サービスの空き状況について

医療的ケア児連絡会

第1回：令和4年3月 書面開催

医療的ケア児の支援について
関係機関との連携について

令和3年度相談支援部会の主な内容、意見・感想 【抜粋】

第1回相談相談支援部会 参加者 29名

○今年度の進め方・部会の目的の確認

今年度から、三川町も入って1市2町で相談支援部会を行うこととなった。相談支援部会の位置づけについては、自立支援協議会の専門部会であり、行政と相談支援事業所、関係機関とのネットワークをつくり、共同で行うことで質の高い切れ目のない相談支援を提供することを目的とする。内容としては、相談事例の共有、困難事例の検討、関係機関との交流を行い、研修会等を通してスキルアップを図る。相談支援専門員の配置が1人の事業所もあり、会員同士が協力してお互いが分かり合える機会を作ることが大切である。

○グループワーク

事例検討では、疑似的にケースを体験して、複数の参加者の考え方を知ることができる。事例検討を重ねることで、地域の支援力を向上させる。参加のルールとしては、他の人の意見を否定しない。非難しない。同じような意見でも繰り返し出す。

- ・グループごとアイデアを出し合ったが、短めの限られた時間内であったが活発な意見が出た。
- ・事例提供者としてその方に対する考えが凝り固まっていたので、皆さんの柔軟な考えをいただき今後の支援に活かしていけると思った。

第2回相談相談支援部会 参加者 20名

○学校「進路決定の過程～学校の支援～」

- ・高等部では働く意欲を高めるために現場実習に取り組んでいる。現場実習は卒業後の進路を決定するための大切な活動になる。
- ・1年生の校内実習では学校内での作業に取り組み働く基礎を身に着ける。卒業後の進路の方向性を検討する。
- ・過去5年で一般就労したのは3名。去年の卒業生はいずれも福祉サービスを利用している。
- ・特別支援学校の先生の話聞く機会があまりないので、学校での取り組みや進路実現までのプロセスなど話を聞くことができよかった。保護者、関係機関が連携し、切れ目のない支援をしていくことが大事だと感じた。
- ・今回のテーマは、今後の相談支援と学校との関係性に対してある程度の共通認識ができて良かった。

○相談支援「相談支援のできること～教育から福祉への移行」

- ・相談支援専門員は、障がいのある方が福祉サービスにつながる為に最初に出会う窓口的な役割を担っている。障がいのある方の安定した生活の継続のために、障がい福祉サービスやその他地域の資源を適切につなぎ活用していただくことが役割である。
- ・サービス利用で今の生活がどう変化するかを「見える化」し、サービス利用の目的を明確にし、本人・家族・スタッフの意識を一致させる効果もある。

第3回相談相談支援部会 参加者 28名

○地域生活支援拠点等の整備について

概要として、地域生活支援拠点のキモは、相談支援体制と緊急時の受入れ体制の整備であるとのこと。整備手法としては、多機能拠点整備型と面的整備型に分けられ、市町村または圏域による整備があげられる。

- ・地域生活支援拠点について、改めて確認できて良かった。また、県内の状況についてもうかがうことができ、勉強になった。

○グループワーク

- ・グループに分かれることで意見が出やすく、同じ時間で他のグループのまとめも参考にできるため、より多くの視点が得られた。ケース事例に対する自由なアイデア出し、発想は、利用者さん、ご家族への関わる際の参考になる。当事業所でもケース会議を行う機会があり、事例検討の進め方、ストレングスアプローチによるアイデア出しに活かしたい。
- ・グループワーク・GSVでの事例検討は、いろいろな視点で考察することができるため、業務における悩み、煮詰まっているケースの時は凝り固まった見方から違う視点で考えることができ、心強いなと思う。

第4回相談相談支援部会 参加者 43名

○サービス管理責任者との情報交換会・グループワーク

- ・サビ管さんと同じ場所で一緒に話し合うきっかけがあまり無かったので、お互いの意見がきけて良かった。空き情報などの情報収集ができたのも良かった。
- ・初めての参加でしたが、事前にアンケート等で質問等の調査があったので、多数の事業所の相談員、サビ管の意見や考えを伺うことが出来て良かったです。今後も意見交換等の機会がありましたら参加させていただきます。
- ・普段関わることのない相談員の方と関わる機会を得ることができた。自事

業所が抱えている困りごとが、他事業所と共通のものであることがわかった。相談員も事業所側もできる限り詳細な情報収集のために試行錯誤されていることがわかった。医療や学校の壁が高く情報が取りづらい。連携の難しさを知ることができた。

- ・変化があったときは連絡を密にとり協力できる体制を作っていくことが重要だと感じた。
- ・通所事業所のサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の方、他の相談支援事業所の方から、生の声を聞くことができてよかった。共有、共感できたことも多かった。グループワークで通所サービス事業所と児童の分野で分かれて情報交換できたことで、より深く話げできたと思う。

第5回相談相談支援部会 参加者 23名

○グループワーク

- ・地域の相談員のレベルアップにも繋がると思われる。Webではあったが、グループ検討に移る際もスムーズだった。
- ・事例検討会も他事業所の経験豊富な方たちの意見が聞けて、とても勉強になりました。
- ・事例出しやグループワークでの役割分担は、今後も各相談員の交代制が良いと感じました。(スキルアップの一環として)

○年間の振り返り

- ・特にサービス管理責任者との情報交換は事業所の特徴を知ることができて、勉強となりました。
- ・今年度は、1回のみ集合型の研修であったので、部会の合間などに日々の業務の話しなどができる機会が少なく物足りなさは感じた。しかし、ZOOM開催であると移動時間が短縮となる為、参加しやすさはあるのかなと思った。
- ・テーマが一年間の中で計画的に設定されており、自前のアンケートなどから聞きたいことを整理して行っているの、話がそれずに知りたい事を聞くことができてよかった。
- ・サービス管理責任者(通所)との情報交換は続けて欲しい。また、入所施設・GH・ヘルパー事業所のサービス管理責任者、介護保険のケアマネや保健師、精神科病院の相談員などとも情報交換できるといいです。

1 目的

障がいのある人ができるだけの自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目的とした障害者総合支援法の理念に基づき、障がい福祉サービスにおける就労継続支援B型を活用した就労及び社会参加の機会と障がいに対する理解を深める場を提供するカフェを行政として設置する。カフェの設置により、就労継続支援B型における工賃向上にも寄与します。

2 カフェ名称

カフェ名称「えーる」

YELL (英語：応援する)、aile (フランス語：翼) などの意味を含めて

3 場所及び営業時間

場 所：庁舎1階フリースペース西側 (床面積：約60㎡)

営業時間：午前11時から午後2時まで ※土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く
 事業所職員様と利用者様は10時半頃えーるへ出勤し、掃除、消毒、商品の陳列などを行っていただきます。
 開店後は、接客（お水を出す、サラダを冷蔵庫から出す、コーヒー豆を挽く、食後の食器の片付け、皿洗い、皿拭き、片付け、お会計業務など）

現在の出勤状況

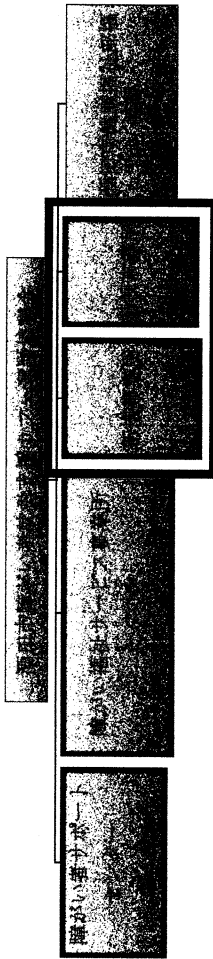
あらた様：利用者2名 職員1名
 たぶの木様：利用者1名 職員1名

※コロナ禍では職員1名で対応する時期もあります。持ち帰りのみの対応など、コロナの状況に応じて営業しています。

営業時間は就労継続支援B型事業所としての活動時間を考慮したものとなっています。
 また、営業時間外は厨房を閉鎖し、徒来どおりフリースペースとして活用します。

4 運営形態

出店者は酒田市障がい者就労支援カフェ運営協議会を構成する、障がい福祉サービスにおける就労継続支援B型事業所です。開設して4年目となります。市民の皆様からも周知されお客様も増えてきております。えーるへの新規参加事業所を募集しています。週1回からの参加でも構いません。ぜひえーるへの参加をお待ちしております。



各事業所の商品（弁当・惣菜・野菜・菓子）は各事業所の売り上げとなりますが、事業所製品以外のコーヒーやランチの売り上げは、えーる担当事業所の売り上げとなります。ぜひ参加をお待ちしております。

6 フリースペース使用方法及び光熱水費

使用方法：庁舎1階フリースペース西側については、福祉課で管財課より占用します。
 光熱水費：実費負担とし、事業所がそれぞれ開設日で按分します。

6 保健所の許可

営業形態：飲食店 営業許可：事業所がそれぞれ営業許可を取得することとなります。

7 就業人員

当店は、事業所が交代しながら営業し、指導員1名と利用者2名程度が従事することとなります。
 営業日数については他事業所とも調整をすることも可能です。

8 提供メニュー及び昨年の売上額等について

提供メニュー

- ・パスタランチ 500円
- ・ピラフランチ 500円

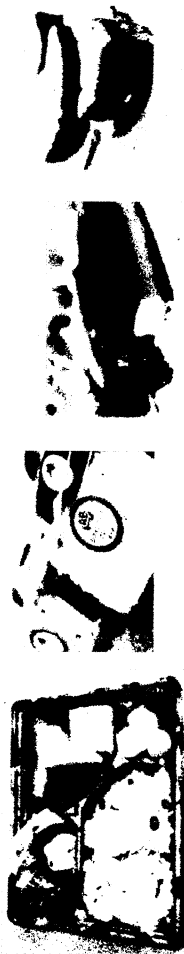
※上記のメニューは調理ではなく、既存の製品をレンジで温める提供となります。

- ・ホットコーヒー 200円
- ・アイスコーヒー 150円 その他

- ・ロールパンサンド 180円～（※製造事業所の売り上げとなります。）
- ・総菜各種 100円～（※製造事業所の売り上げとなります。）
- ・焼き菓子、洋菓子など 140円～（※製造事業所の売り上げとなります。）

R2年度の売り上げ、来客者数など

- ・1日平均来客者数 117人
- ・1日平均売上額 11,127円
- ・1か月の営業平均日 20日
- ・年間売り上げ額 2,681,500円



9 設置管理要領及び協議会則

設置管理要領及び協議会則については別紙の酒田市障がい者就労支援カフェ運営協議会会則のとおりとなります。

酒田市ふるさと納税のご案内

昨年の2月にも就労支援部会にてご説明させていただきましたが、改めて「ふるさと納税」についてご案内させていただきます。

酒田市では、ふるさと納税制度を活用して、市の財源確保を図るとともに、特産品のPR・販売促進により、市内事業者の収益向上を目指しております。

以下の内容をご確認いただき、是非ふるさと納税への参画をご検討ください。

ふるさと納税に参画することで期待される効果

・ふるさと納税を新たな販路とすることで多くの人にアプローチでき、今まで以上に商品が売れる可能性が高まります。(酒田市のふるさと納税サイトには、月10万~30万人が訪れます)

・商品売上の増加は事業所の収益向上につながり、施設経営の安定化が期待されます。

・施設経営の安定により、作業員(利用者)の賃金(工賃)の向上を図ることも可能になります。

・自分たちが作ったものがたくさん売れることは、作業員の就労意欲や満足感の高まりにもつながります。

・就労意欲の向上は、より良い商品の生産につながり、商品への評価も高まります。(インターネットのサイト上で高いレビューを得た商品は、より売れやすくなります)

事業所を利用されている方々のためにも、是非この機会にふるさと納税への参画を真剣にご検討いただけますと幸いです。

なお、ふるさと納税に参画いただくための手続きや実際の返礼品発送等の流れについては、下記URLにてご確認いただくか、ふるさと納税担当までお気軽にお問合せください。

「ふるさと納税返礼品募集に関するご案内」

<http://www.city.sakata.lg.jp/shisei/furusatonouzei/henreihinbosyu.html>

【福祉分野でも地域に貢献したい】

プレステージインターナショナル様の活動をご紹介します

コロナ禍で、皆がせっかく作ったお菓子を販売する場所がなくなってしまった・・・

そんな就労支援施設を支援するため、プレステージインターナショナルでは社内マルシェでお菓子販売を行ったり、バレーボールチーム『アランマーレ』の試合会場で販売ブースを設けて販売するなどしています。

また、商品に『アランマーレ』のロゴを入れたコラボ商品の開発なども行い、売上向上に寄与されています。

興味を持たれた事業者様は、プレステージインターナショナルの担当者様にお繋ぎいたしますので、下記ふるさと納税担当までご連絡ください。

思いついた型

寄附をする

運礼品が誰かのためになる

支援型 寄贈型(あしなが型)
協賛型 参加型

自分が品を受け取るのではなく、誰かに運礼品を送ったり(就労支援)、障がい者福祉施設等で作られた品を受け取る(関係支援)ことで、地域のNPOや児童養護施設などの支援につながります。

https://www.furusato-tax.jp/lp/kift/?top_left_top

酒田市は、ふるさと納税サイトふるさとチョイスが提供する『ふるさと納税の返礼品が誰かのためになる』をコンセプトとした『きふと、』という取組みに参画しています。現在、就労支援施設等で製造された商品を返礼品とする『支援型』と、返礼品をフードバンク事業等に活用する『寄贈型』にエントリーしており、通常商品とは別枠でのPRが可能となっています。

取扱数量が少ない、消費期限が短いといった商品でも取扱うことが可能な場合が多々ございますので、まずは右記担当までご相談ください。

「酒田市ふるさと納税担当 連絡先」
TEL 0234-26-5736
FAX 0234-28-8711
Mail furusto@city.sakata.lg.jp
担当 池田・渡部・高橋

■事業所対象直前アンケート集計結果

④障がい児ほっとふくし券において、自家用車用燃料の購入を対象とすることについて

(単位：事業所)

賛成	反対	どちらともいえない	回答合計
13	1	1	15

⑤ ④で回答した理由について

(賛成)

- ・タクシー運賃としても利用できるが、自家用車での移動が主になっている。社会参加の促進、療育センターなどへの通所等、経済的負担を軽減できる燃料費助成はありがたいと思います。
- ・用途を限定するなどできればよいのでは。
- ・鶴岡までの療育センターの往復や通院、登下校等車が生活に絶対必要となっている。少しでも家族の負担と家計の負担を減らしたい。
- ・障がい児のためになるのであればいいことだと思う。ただ、線引きがあいまいなので難しいのではないかという部分もある。
- ・日頃の生活では自家用車での移動が多いと思われるので、燃料の購入に利用できることは良いと思う。
- ・市街地への通院、手続き等に移動費として活用の価値があると思う。
- ・移動手段が限られている環境にあり、自家用車での受診、リハビリ、通学など経済的負担が大きいため。

(反対)

- ・自動車税の免除等はあるし、現在のコロナ過の中では自動車燃料は対象にしないほうが良いと思う。

(どちらともいえない)

- ・実際に利用されている方の感想や相談員が把握していることがあれば参考にしたい。

⑥障がい児ほっとふくし券のその他の活用案について

- はまなし学園等サービスの負担金はどうか。幼児は無償化になっているが、2歳以下や食事料金等、何か利用に繋がらないでしょうか。
- 作業利用者も使えるようになればよいのでは。
- 保護者へのアンケートを取った方が利用の拡大に広がるのでは。商品券のように使用できれば使われるかもしれない。
- 食料品や衣類などの購入に利用できるようになればいいと思う。
- マスク、アルコール等学校で使う体操着等
- ドラッグストア券（品物を限定しない）、マスク、手指消毒剤
- 本人の理美容利用、訪問看護の交通費、日中一時支援事業の利用料

令和4年度 障がい児ほっとふくしサービス事業について

福祉企画課 発達支援係

1. 令和4年度の変更事項について

令和4年度の事業内容については、障がい児ほっとふくし券の利用可能なサービスに「**自家用車燃料（ガソリン・軽油）の購入**」*を追加します。

※使用できる券は、1人につき年間10枚（年間5千円を限度）までです。

※給油できるガソリンスタンドは、市に登録をした事業者に限られます。

2. 事業内容と留意事項について

(1) 下記対象者に「障がい児ほっとふくし券」（年間1万8千円分）を交付します。

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの20歳未満のお子さん（等級は問わず）

【障がい児ほっとふくし券を利用できるサービス等】

- (a)障がい福祉サービス（放課後等デイサービス）利用者負担金
- (b)有償ヘルパーサービス事業者の家事援助サービスの利用者負担金（送迎事業は除く）
- (c)市に登録した事業者の配食サービス
- (d)市内の事業所で購入した紙おむつ、尿取りパット、尿漏れパット、リハビリパンツ（子ども用トレーニングパンツ含む）、介護用防水・消臭シート（使い捨てタイプに限る）、特殊尿器用尿取りパット、介護用使い捨て手袋、おしりふき、からだふきの購入費
- (e)市内の事業所において購入した手すり、介護用ベッド、移動支援機器、入浴補助用具、いす用エアマット、吸入引器、車いす用特殊洗面台、車いす用テーブル等の購入費
- (f)乗合バス（るんるんバス、ぐるっとバス）の回数券購入
- (g)乗合タクシー（デマンドタクシー）の使用料
- (h)酒田市に登録したタクシー会社の運賃
- (i)カフェ「え〜る」の利用料金
- (j)市に登録した事業者での防災ラジオ購入費
- (k)定期航路の個人旅客運賃
- (l)障がい者入浴サービス車の利用者負担金
- (m)障がい児・者向け運動教室の利用料金
- (n)自家用車燃料（ガソリン・軽油）の購入 ※年間10枚まで利用可能

- (f) (g) (h) (k)については交付を受けたご本人が同乗する場合のみご利用いただけます。
- (i) については交付を受けたご本人が来店する場合のみご利用いただけます。

酒田市精神障がい者地域移行連絡会議の設置について

1. 会議の目的、位置づけ

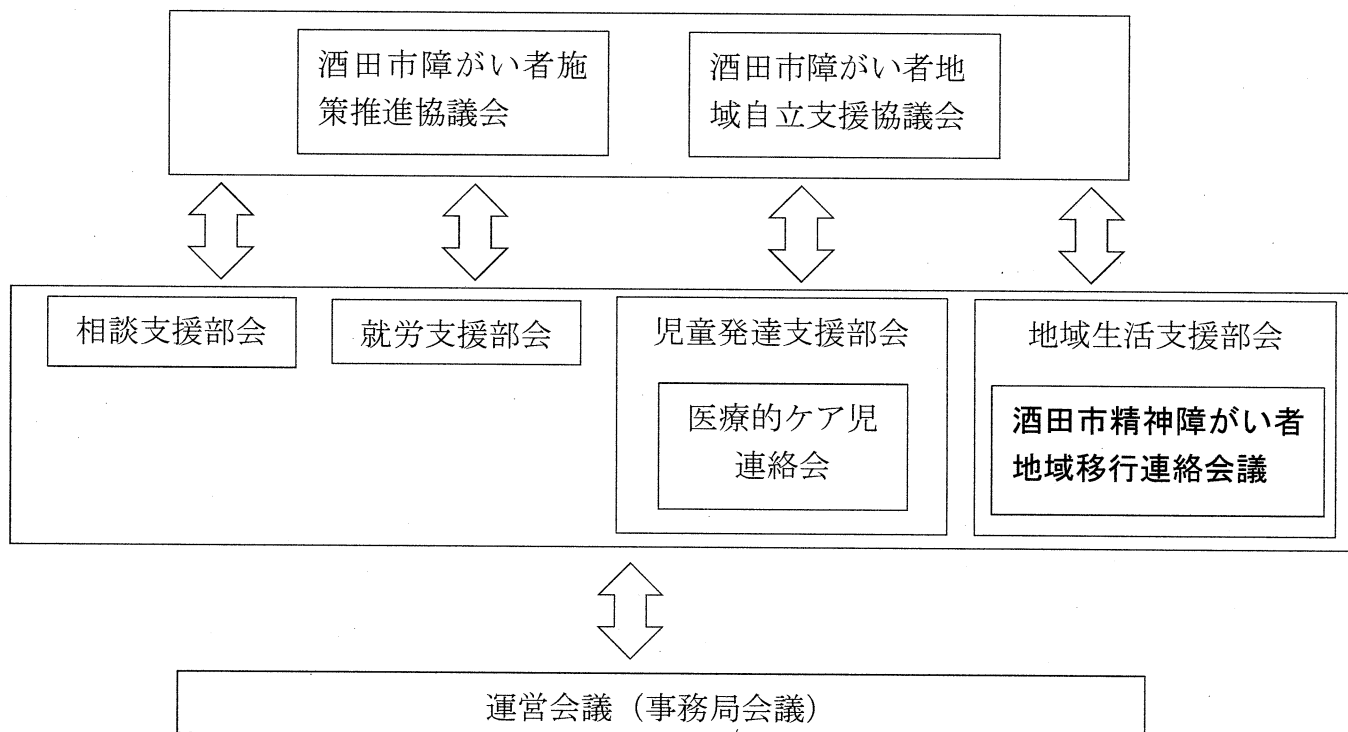
目的：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者が連携を図り、精神障がいのある人の地域移行を推進すること

位置づけ：酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会にかかる地域生活支援部会内の会議とし、精神障がいに特化した担当者会議

2. 会議の構成

医療法人山容会山容病院、医療法人酒田東病院、相談支援事業所あおぞら、障がい者相談支援センターくじら、地域生活支援センターアスピア、光風園相談支援事業所、酒田市健康課、酒田市福祉課。

事務局は福祉課。



3. 会議の開催

年1回10月～11月頃開催予定

4. 会議の協議内容等

○精神障がいのある人の地域定着を目指すために必要な取り組み、課題検討、相談事案の共有、情報交換等

11/12 開催精神障がい者地域移行連絡会議の主な内容

○長期入院者の状況について

- ・自発的に退院したいというケースの中で、ほとんどの入院者が退院するイメージを持っていない、または家族からの退院希望もないという状況もある。
- ・退院のイメージを持てる取り組みについては、趣味や食事等で好きなもの、入院以前にどんな楽しみを持っていたか等の話を聞いて、それと退院がリンクするように進めている。
- ・退院が進まない理由については、患者自身が入院生活に慣れてしまっている、退院後の生活が想像できない、入院する時点でそれまでの生活場所にいられない状況になってしまった、地域での生活に疲れてしまった、地域で生活する方がお金がかかるため入院している方が安いなどが挙げられた。
- ・他の患者がきっかけだったり、患者同士が情報交換したりして、退院に関心を持つ人もいる

○近年の長期入院者の退院の状況・課題など

- ・20年の長期入院者であったが、病院から退院希望の相談があり、本人・家族の意向を確認しながらグループホーム入所者に入所したケース、3～4年の長期入院者で、もとの地域生活に戻ることにハードルを感じて施設入所を希望し、障がい施設へ入所したケースの説明があった。
- ・最近では、長期入院者をグループホームへという相談がある。
- ・ここ数年は地域移行に関しても病院から尽力いただいているという印象が非常に強い。以前は、地域に戻る希望がしっかりしていて体調が安定している人から地域に戻ってきていたが、最近では、積極的に地域に戻ることを検討している。
- ・長期入院歴のある人でも、大きく状態を崩すことなく地域に戻れた人もいる。今までの皆さんの取り組み等での成果だと思っている。
- ・精神障がい者が受けられる生活介護やショートステイ、グループホームでの生活支援が潤ってくれば、病院等の努力や地域に戻りたい患者に応えられるかと思う。

○地域移行支援について

- ・地域移行支援が少ないことに理由があるのか。地域地域移行支援の制度上の段取りがもっと実態に即した仕組みであればいいと思う。細かい規定が多い。

○障がい者からの就労相談について

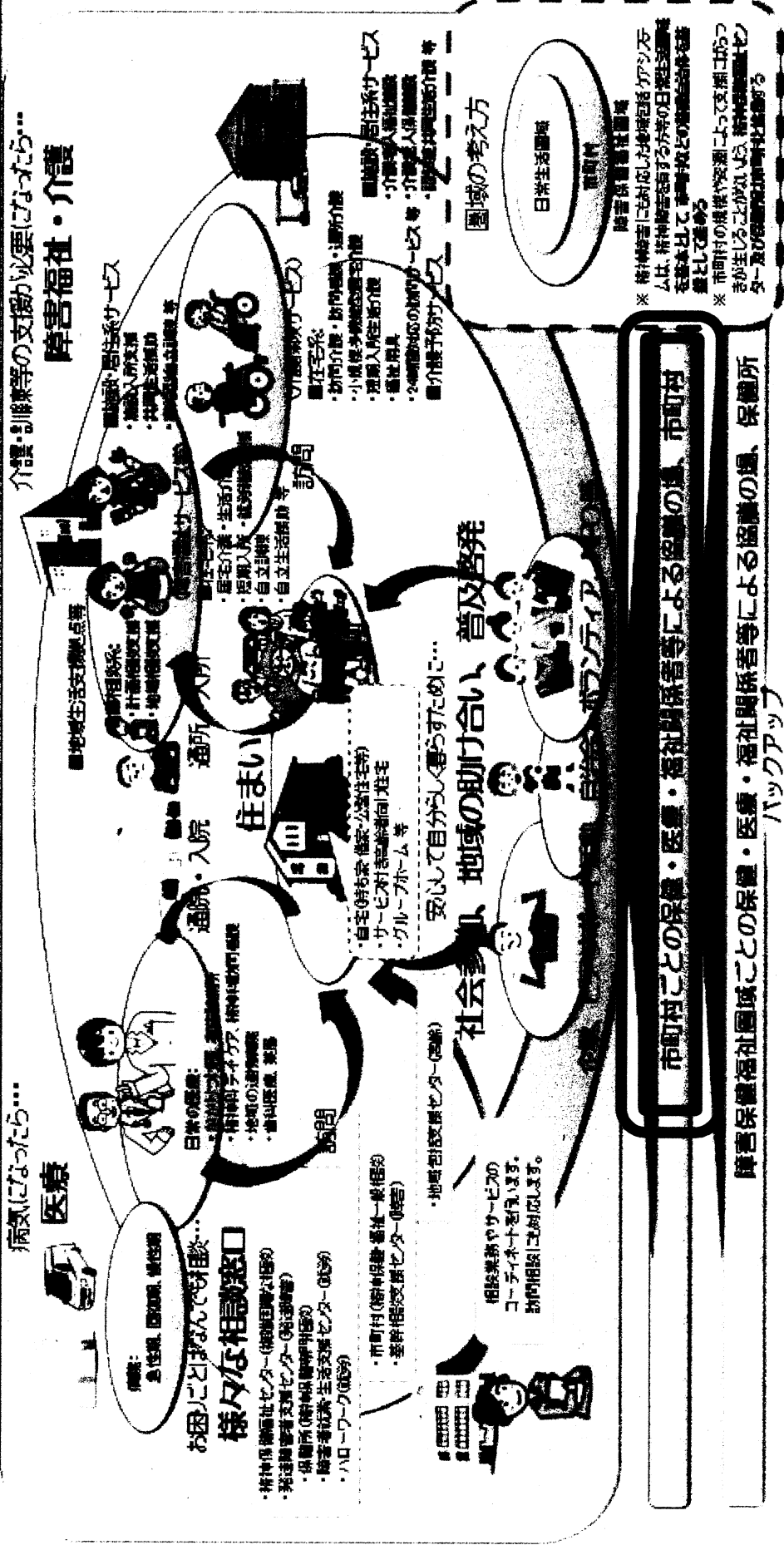
- ・近年、精神障がい・発達障がい者からの相談が増えてきている。以前は、特別支援学校卒業生からの相談が多かったが、現在は一般高校・大学卒業者、社会人からの相談が増え、ホームページを見ての相談、精神科やデイケア等の紹介による相談も増えている。

○目標の設定について

- ・保健・医療・福祉関係者の連携による長期入院（1年以上）者の地域移行5人／年度とした。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。同システムは地域共生社会の実現に向け、いくつかの課題は避けられないものがある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通して、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者ピアサポート、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を整備していくことが必要。



地域生活支援拠点等の整備について

1. 目的

地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

2. 根拠規程

地域共生社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
附帯決議 議決された法案・予算案に関して付される、施行についての意見や希望などを表明する決議。法的拘束力を有しない

3. 拠点等の必要な機能

拠点等の整備にあたっては、支援困難な障がい者等の受け入れを前提として、すでに地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村が判断する。

(1) 相談の機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

委託相談支援事業所、指定相談支援事業所、酒田市福祉課

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

障がい者支援施設、グループホーム（短期入所）

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等の当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

グループホーム

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

自立支援協議会専門部会、山形県主催研修

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

自立支援協議会、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所、酒田市福祉課

4. 地域生活支援拠点等の県内の整備状況について

(1) 山形市 面的整備型

- 令和元年度の時点で5つの機能のうちの4つはあって、課題が緊急時の受け入れであった。そこで、緊急時のために空き部屋1床確保するため予算化した。
- コロナ禍で普通のショートステイの受け入れができなく、1床空けているのであれば使わせほしいという要望がある。

(2) 鶴岡市 面的整備型

- 特に拠点整備に係る予算化はしていない。
- 相談については、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所と連携している。

(3) 上山市 面的整備型

- 緊急時の連絡先は市役所（守衛室）にしている。市の方でも相談支援事業所の緊急時の連絡先は聞いている。
- 緊急時の受け入れ先は1箇所。知的障がいの施設で身体、精神は無理と言われており、生活介護の事業所も検討している。

(4) 西村山地域（寒河江市・河北町・西川町・朝日町・大江町）

多機能拠点整備型＋面的整備型

- 平成25年に1市4町で西村山地域自立支援協議会設置
- 平成31年に西村山地域基幹相談支援センター設置
- 令和3年度に寒河江市の社会福祉法人がグループホームを開所し同施設内に基幹相談支援センターを併設

5. 整備の時期について

令和5年度末までに地域生活支援拠点の整備を行うとともに、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行う。

6. 検討課題について

- ・圏域の設定について
- ・整備に係る予算化について

12/7 開催 地域生活支援部会の主な内容

(1) 地域生活支援拠点等の整備について

①整備の手法について

整備の手法は、多機能型拠点整備型と面的整備型があるが、酒田市では、面的整備型を進めたいと考えている。→質問・意見なし

②圏域の設定について

圏域の設定については、現時点では、酒田市単独でというのを基本に考えている。

【事業所からの意見】

- ・酒田市は、人口に対し、短期入所施設が少ない。どこを利用しているかというところ、遊佐町の吹浦荘や月光園を使っている。生活圏域も、遊佐町と酒田市は近くてイメージとして一体的な感じである。酒田市と遊佐町が一体でもお互いメリットがある。
- ・現場側としては、緊急的に対応するケースが多いと思っている。虐待があつて緊急保護というところで起こるケースばかりでなく、相談支援だったり、入所先を探している中で、少なからず緊急性が高いケースもあるので、緊急時の対応というところでは、圏域をどう設定するかで、仮に酒田市だけで設定した場合は、その課題が濃くなるだろうと思う。単体で定めるのであれば、緊急対応というところは具体的に示していかなければならないと思う。それ以外の4つの要素に関しては、そこまで危機感を要するものではないと思う。
- ・ショートステイの件は、私たちも緊急事態ということで、走り回って探している状況である。圏域の部分では、遊佐町の吹浦荘は定員10人なのでありがたいなあと思う。また、三川町はない状況なので、別々だと大変なのかなと思う。我々の事業所でも三川町から通っている方もいる。一緒の方がいいのかなと思う。

③居住支援のための機能について

○相談の機能

相談支援事業所の時間外、休日の対応で、携帯等で連絡できる体制となっているのか。

【事業所の状況】

- ・勤務時間内の対応をしている。事業所の携帯電話は置いていく。休日に呼ばれたこともないし、そういう事例がなかった。
- ・地域定着支援をしているということもあつて、相談支援専門員2人が携帯を持ち歩いている。相談支援ではないが、休日出勤する職員も365日いる。電話を持っていて、土日や夜でないと対応できないケースは1箇月に1回あるかないかである。

- ・以前、個人の電話を教えたら、頻繁にかかってきてしまって、それから教えることをやめた。休日、夜間の対応はしていない。
- ・事業所の携帯は日中の業務時間内のみ持ち歩いている。緊急時にご家族が不安だという方がいて、入所施設には24時間職員がいるので、そこに連絡して相談員に連絡がくるという体制をしている方も僅かだがいる。
- ・休日夜間対応はしていないが、連絡があった場合は、施設に転送になる。

○緊急時の受け入れ・対応

- ・ショートステイはずっと2床でやってきている。受け入れの方は、コロナ禍でも増えてきており、緊急時の受け入れについても相談からも対応できるようにしている。2床なので、お断りすることもある。1人長期の方が入ると受け入れられないなど、相談しながら対応している。

○体験の機会

体験利用はできるのか。

- ・グループホームが空いたとき、ある程度入居を目的として、利用者を決める段階としての体験利用となる。満床だと部屋がないので体験はできない。空いているグループホームの部屋でそこを利用して本人が気に入ればマッチングして入居に向かう。常に体験の部屋があるということではない。体験したが入居をやめたという人もいる。
- ・体験は空いている部屋がないとできない。事業所通所が必須で、事業所を体験しながらグループホームの体験となってくるので、事業所の作業内容とマッチングするか本人から決めていただく。
- ・定員を超えて利用者を入れるということができないので、部屋が空いていないと入れない。空いている状況で入居を前提としたお試しが今までの基本で、グループホームはどういうものかという体験はなかった。
- ・定員がいっぱいときは体験利用はできないが、部屋が空いているときは体験利用をしている。事情があって体験せず入居という方もいるが、基本的には体験してもらっている。更新で1人暮らしや支援ができるのかということがあるが、基本的には1部屋を体験や何かあったときように空けるようにしている。精神科の病院から退院したい方がいて、医者に退院できるかどうか確かめたりするため体験してもらおう方が多い。

○専門的人材の確保・養成

質問・意見なし

○地域の体制づくり

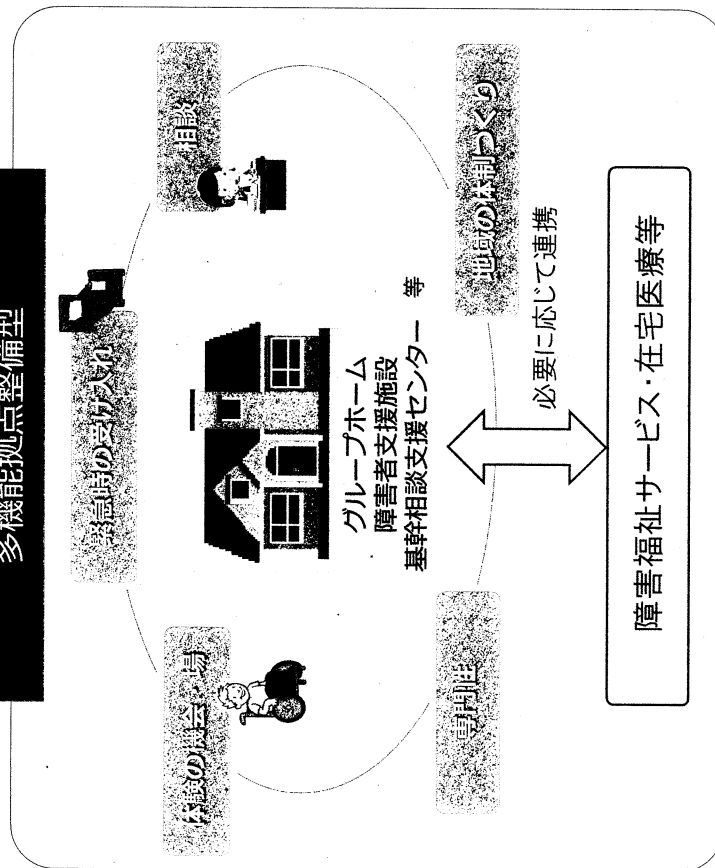
質問・意見なし

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

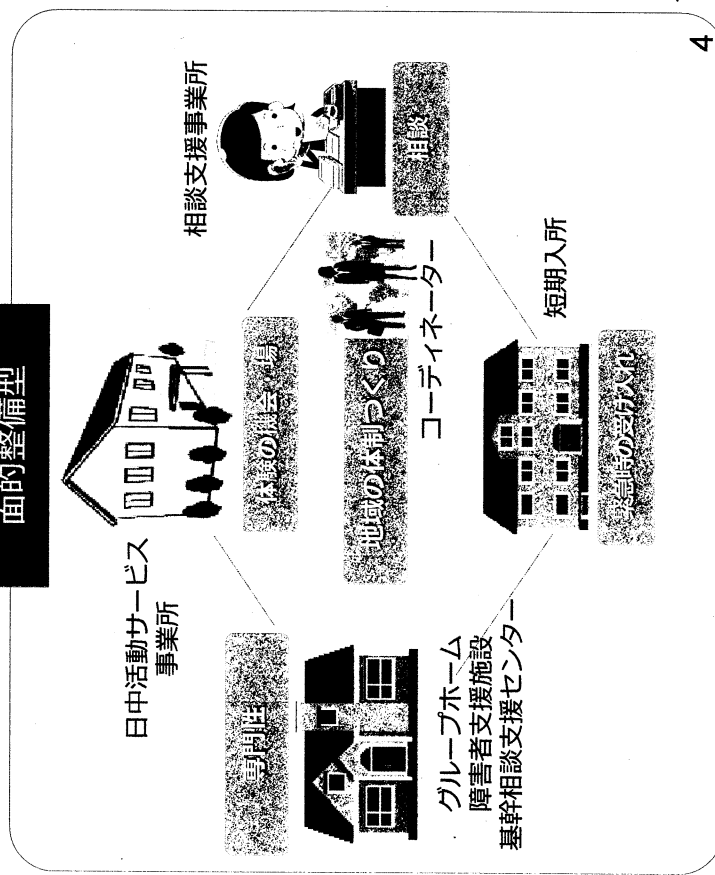
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

多機能拠点整備型



面的整備型



酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

1 障害者求職登録状況(令和4年2月末)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
		割合		割合		割合		割合		割合
有効中		(16.2)	60	(13.0)	31	(11.8)	62	(23.5)	16	(27.1)
就業中		(64.2)	305	(66.3)	186	(70.7)	145	(54.9)	36	(61.0)
保留中		(19.6)	95	(20.7)	46	(17.5)	57	(21.6)	7	(11.9)
合計		11.8%		6.7%		21.5%		32.0%		-

- ・有効中は求職中の者、就業中は就職・自営等、保留中は病気療養等で一時的に求職していない者
- ・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合
- ・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者
- ・()は、登録者のうち有効中・就業中・保留中の割合

2 障害者手帳有効件数(令和3年3月末)

(資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		割合		割合		割合		割合
酒田市		(73.1)	4,971	(72.7)	916	(74.8)	610	(73.9)
庄内町		(15.7)	1,051	(15.4)	194	(15.8)	151	(18.3)
遊佐町		(11.2)	818	(12.0)	114	(9.3)	64	(7.8)
合計		100.0%		76.9%		13.8%		9.3%

- ・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で0.09%、身体 ▲0.80%、知的 4.97%、精神 0.61%

3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

項目 年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数(カウン)	雇用率			雇用率達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
27年度	111	16,878	15,872.0	324.0	2.04	1.93	1.88	73	65.77%
28年度	112	16,923	15,872.0	338.5	2.13	1.96	1.92	73	65.18%
29年度	109	16,633	15,616.0	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度	125	16,936	15,982.0	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度	123	16,732	15,791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%
3年度	131	16,633	15,698.5	332.5	2.14	2.11	2.20	74	56.50%

- ・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が平成25～平成29年度までは50人以上、平成30年度からは45.5人以上、令和3年度からは43.5人以上
- ・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数
- ・対象労働者は、週の所定労働時間が20H以上～30H未満を0.5人として算定

4 安定所紹介による就職状況(令和4年2月末)

男女別 部位別	合計			男		女	
	うち重度	割合		うち重度	うち重度		
身体障害者	47	20	47.0%	35	14	12	6
知的障害者	19	2	19.0%	12	2	7	0
精神障害者	27	-	27.0%	18	-	9	-
他の障害者	7	-	7.0%	5	-	2	-
合計	100	22	100.0%	70	16	30	6

- ・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者
- ・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和3年(4月～12月) 相談支援事業所 あおぞら 相談支援件数表(酒田市)

月	延べ件数		障がい種別						支援方法							支援内容										計				
	18歳以上	18歳未満	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳機能	その他	訪問	来所	同行	電話	Eメール	個別支援会議	関係機関	その他	福祉サービス	障がい症状理解	健康医療	不安解消情緒安定	保育教育	家族人間関係	家計経済	生活技術		就労	社会参加余暇活動	権利擁護	その他
4	23	2	2	0	10	12	1	0	0	5	6	4	37	0	0	43	0	56	1	9	19	0	0	8	1	1	0	0	0	95
5	8	2	0	0	5	5	0	0	0	5	2	5	24	0	0	31	0	47	2	2	7	0	0	7	2	0	0	0	67	
6	15	2	1	0	6	10	0	0	0	2	1	1	25	0	0	22	0	9	6	7	9	0	6	12	1	0	0	1	51	
7	14	0	0	0	4	10	0	0	0	6	2	3	25	0	0	24	0	20	3	10	7	0	0	15	1	0	0	4	60	
8	17	2	1	0	8	8	0	0	2	5	1	5	16	0	0	19	0	27	4	8	1	0	0	6	0	0	0	0	46	
9	11	1	1	0	5	6	0	0	0	4	2	1	9	0	0	15	0	15	1	3	4	0	0	8	0	0	0	0	31	
10	4	0	0	0	1	3	0	0	0	3	1	1	5	0	0	12	0	16	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	22	
11	15	3	3	0	6	7	1	0	1	3	3	0	16	0	0	26	0	30	3	4	5	0	1	3	0	1	0	1	48	
12	16	2	1	0	5	9	1	0	2	5	3	2	13	0	1	24	0	29	1	1	6	0	1	5	1	0	1	0	48	
計	123	14	9	0	50	70	3	0	5	38	21	22	170	0	1	216	0	249	21	46	58	0	8	68	6	2	1	0	9	468
		137							137						468														468	

障がい種別では身体の方が昨年の方が38件から9件に減少した。支援方法に関しては、前年と比較して相談支援件数は若干の減少。コロナの影響もあり、訪問が減り電話相談が増加した。支援内容に関しては、例年通り福祉サービス利用に関する相談が最も多いのは変わらないが、今年度の傾向としては家計経済の相談が昨年の14件から68件に増えた。給付金や年金、借金に関する相談が多くあり、コロナが経済活動に及ぼす影響と考えられる。

令和3年度(4月～12月)庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について

① 障害種別の支援対象障害者(登録者)数(人)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	33	181	115	20	349

② 新規登録者(人)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
2	19	15	7	43

③ 障害者に対する相談・支援件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
94	967	715	121	1,897

④ 職場実習のあっせん件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
0	12	33	6	51

⑤ 就職件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
1	19	8	4	32

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
16	124	33	0	173